

# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会

## 第5回 基準法システムWG

- 1 日 時 平成28年3月4日(金) 15:30～
- 2 場 所 神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課
- 3 出席予定 神奈川県 木戸様  
事務局(ICBA) 久保(記)
  
- 4 議 事  
通知・報告配信システム実証実験の結果について
  
- 5 配付資料  
建築行政共用データベースにおける通知・報告配信システムの実証実験結果について  
運用ルール

# 建築行政共用データベースシステムにおける通知・報告配信システムの実証実験結果について

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課

## 1 実証実験概要

- 目的 実際には通知・報告配信システムを利用して、指定確認検査機関から建築確認に係る通知・報告等を受けることで、手続き上の問題点等を明確にすることを目的とする。
- 実施期間 平成27年10月1日(木)～平成27年12月21日(月)(データ送信期間)
- 指定確認検査機関 ビューローベリタスジャパン(株)
- 方法 データ本位型(法令上の通知・報告をデータを正として扱う方法)
- 運用ルール (別紙1)参照

## 2 実証実験結果

### (1) 通知・報告配信システムによる受理状況

台帳登録件数(平成28年3月1日時点)

土木事務所		横須賀	平塚	厚木	(厚木) 東部センター	県西	計
通知	確認引受通知書	4	4	1	2	5	16
	計画変更確認引受通知書	3	2			1	6
	中間検査引受通知書	3	12		3	1	19
	完了検査引受通知書	1	4		2	2	9
報告	確認審査報告書	4	4	1	3	4	16
	計画変更確認審査報告書	2	1			1	4
	中間検査報告書	2	12		3	2	19
	完了検査報告書	1	4		1	5	11
計		20	43	2	14	21	100

### (2) アンケート調査結果(主な意見)

#### ○通知・報告配信システムを利用してみて、利点と感じたこと

- ・ 入力手間が軽減される。
- ・ 書類誤発送が防げる。

#### ○通知・報告配信システムを利用してみて、問題点があると感じたこと

- ・ 入力データと添付データ(PDF)に齟齬が認められる場合があり、修正が必要となる。
- ・ データ入力ルールが統一化されておらず、入力者(担当者)によって内容にばらつきがあるため、追加入力等の手間がかかる。
- ・ 入力データ内容の確認や通知・報告の收受手続きをパソコン画面とあわせて印刷して確認する必要があるため、手続きが煩雑で、手間がかかる。
- ・ システム上改善を求めたい事項がある。(自動紐付けが行われない、台帳登録前に報告書等をPDF印刷できない、台帳登録後に報告書等の内容を修正できない、引受及び報告データの区別が明確でないため管理上・検索上煩雑となる等)

※ 通知・報告内容別問題点は(別紙2)参照

## 3 通知・報告配信システム導入に向けた課題

- ・ システム上改善を求めたい事項については、改善が可能であるか調整が必要。改善が不可能な場合、運用ルール等により問題点に対処する必要がある。
- ・ 神奈川県におけるデータ入力ルール等の統一化が必要。
- ・ 指定確認検査機関に対し、データ入力ルール等の提示が必要。

## 運用ルール

## (1) 送信対象文書と送信形式

## ①確認引受通知（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信		原本送付
		入力データ (xml)	スキャナデータ (pdf)	
表紙	確認済証番号・年月日等	○※	○※	
建築計画概要書 第一・二面	建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事項	○	○	
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図		○	

計画変更については上記に準ずる。

(※ 確認引受通知書（表紙）の入力データは印刷できないため、PDFの送信が必要。)

## ②確認審査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信		原本送付
		入力データ (xml)	スキャナデータ (pdf)	
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日等	○		
建築計画概要書 第一・第二面	建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事項	○	○	建築工事届に合わせて原本送付
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図		○	
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要		○	
チェックリスト、構造計算適判結果通知			○	
建築工事届			○	月1回原本送付
建築主変更届、取り下げ届、取り止め届等				ビューローの場合は、紙送付のみ

計画変更については上記に準ずる。

## ③中間検査引受通知（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信 入力データ (xml)	原本送付
表紙（30号様式）	確認済証番号・年月日等	○	

完了検査引受通知については上記に準ずる。

## ④中間検査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信		原本送付
		入力データ (xml)	スキャナデータ (pdf)	
表紙（32号様式）	確認済証番号・合格証番号、年月日等	○		
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工事の概要	○		
検査申請書 第四面	工事監理の状況		○	
チェックリスト			○	

完了検査報告については上記に準ずる。

(※) 建築設備及び工作物については上記に準ずる。

## (2) 留意事項

- 1 データ送信は、法定期限内に行うものとします。なお、建築確認の引受通知は、建築確認申請受理日の翌日までに、所管土木事務所へ通知・報告配信システムを利用して送付するものとします。
- 2 データが到達した日を通知・報告が提出された日として扱います。
- 3 通知及び報告の各書類の送付方法、形式は「(1) 送信対象文書と送信形式」によるものとします。
- 4 添付するPDFデータの解像度は300dpiとします。
- 5 建築工事届の原本の送付頻度は、所管土木事務所へ原則毎月1日（休日等の場合は翌営業日）の1回としますが、確認審査報告時に建築工事届のPDFデータの送付を行うこととします。その他の文書の原本送付は、建築工事届と合わせて所管土木事務所へ送付するものとします。
- 6 建築工事届以外の届出（建築主変更届等）の原本の送付については、上記に関わらず、受理後直ちに送付するものとします。
- 7 データ入力には原則下記のとおりとします。
  - ・地名地番の数字は「全角」で入力
  - ・建築主の名字と名前の間にはスペース（全角）を入力例) 会社の場合  
株式会社 [会社名] \_\_代表取締役\_\_ [名字] \_\_ [名前]

## (3) データ送信対象及び期間

データ送信対象：平成27年10月1日（木）から平成27年12月21日（月）までの間に神奈川県（土木事務所）に対して行う通知・報告  
データ送信期間：平成27年10月1日（木）～平成27年12月21日（月）

[土木事務所所管区域一覧]

土木事務所	所管区域
横須賀土木事務所 計画建築部まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町
平塚土木事務所 計画建築部建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
厚木土木事務所 計画建築部まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村
厚木土木事務所東部センター まちづくり・建築指導課	海老名市、座間市、綾瀬市
県西土木事務所 計画建築部まちづくり・建築指導課	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

## 通知・報告内容別問題点

シ:システム関連 指:指定確認検査機関関連

## 【問題点】

## 【解決策】

(1) 確認引受通知 (計画変更含む)	シ	指
<p>引受と報告の区別が不明確。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台帳検索の結果一覧画面で、引受は「建築主」や「地名地番」等の項目が空欄表示となるが、「申請種別」は報告と同じ(確認申請、計画変更)であるため、ミスデータのように見受けられる。また、(結果一覧画面上では)何の案件かわからない。</li> <li>物件詳細画面で、引受は「番号」や「発行日」の項目が空欄表示となるが、「区分」は報告と同じ(確認申請、計画変更確認申請)であるため、ミスデータのように見受けられる。また、確認済証が交付されても、引受の「状態」の項目は「審査中」のまま表示され続け、修正できない。</li> </ul>	<p>引受と通知の差別化が可能か検討。 (台帳検索の結果一覧画面や物件詳細画面で、「引受」「通知」の別を明示する、引受の「状態」項目の記載方法を変える等。)</p>	○
(2) 確認審査報告 (計画変更含む)	シ	指
<p>データ入力範囲によっては、追加入力を要する場合がある。(法6条1項の区分、用途の区分番号、4面以降等)</p>	<p>データ入力範囲の検討・統一化。</p>	○
<p>台帳登録後は誤入力の修正ができない部分があり、指定確認検査機関での正確な入力が求められる。</p>	<p>台帳登録後も修正が可能となるよう、システム改良が可能か検討。 神奈川県におけるデータ入力ルール(全角半角を含む)の統一化。 指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。</p>	○ ○
(3) 中間検査引受通知 (完了検査含む)	シ	指
<p>引受と報告の区別が不明確。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台帳検索の結果一覧画面で、引受は「建築主」や「地名地番」等の項目が空欄表示となるが、「申請種別」は報告と同じ(中間検査、完了検査)であるため、ミスデータのように見受けられる。また、(結果一覧画面上では)何の案件かわからない。</li> <li>物件詳細画面で、引受は「番号」や「発行日」の項目が空欄表示となるが、「区分」は報告と同じ(中間検査申請、完了検査申請)であるため、ミスデータのように見受けられる。また、確認済証が交付されても、引受の「状態」の項目は「審査中」のまま表示され続け、修正できない。</li> </ul>	<p>引受と通知の差別化が可能か検討。 (台帳検索の結果一覧画面や物件詳細画面で、「引受」「通知」の別を明示する、引受の「状態」項目の記載方法を変える等。)</p>	○
<p>確認審査報告に紐付けすることから、地名地番や処分番号等について、確認(計画変更を含む)・中間・完了を通して同じ表記とすることが望ましい。</p>	<p>指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。</p>	○

(4) 中間検査報告 (完了検査含む)		シ	指
<p>第一面の内容は入力データが送付されないため、追加入力が必要となる。</p> <p>第三面のデータ入力内容 (工事着手年月日等) が添付の申請書の写し (PDFデータ) と異なっている場合がある (確認申請時のデータを流用しているため)。どちらが正しいのか判断しかねる。</p>	指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。		○
<p>台帳登録後は誤入力の修正ができない部分があり、指定確認検査機関での正確な入力が求められる。</p>	<p>台帳登録後も修正が可能となるよう、システム改良が可能か検討。</p> <p>神奈川県におけるデータ入力ルール (全角半角を含む) の統一化。</p> <p>指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。</p>	○	○
<p>確認審査報告に紐付けすることから、地名地番や処分番号等について、確認 (計画変更を含む) ・中間・完了を通して同じ表記とすることが望ましい。</p>	指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。		○
(5) 全体を通しての問題点 (手続きの流れ等)		シ	指
<p>確認引受通知以外は、指定確認検査機関の担当者名や連絡先の記載がない。</p>	担当者名や連絡先の記載が可能か検討。	○	○
<p>自動紐付けが行われない。</p>	<p>指定確認検査機関にデータ入力ルールを提示。</p> <p>原因としては、当初建築確認の確認済証番号と、その後の通知・報告における確認済証番号が、完全に (半角・全角・記号等) 一致していない場合、自動紐付けが行われない可能性がある。</p>		○
<p>一旦台帳登録及び紐付けを行った後のデータ削除 (紐付け解除) は、システム上手間がかかり、困難であるとのことだが、受理するデータの中には県側で修正できない部分がある。</p> <p>I C B Aでは修正が可能とのことだが、指定確認検査機関からの引受・報告内容を別の機関が修正するのは望ましくない。</p>	台帳登録後のデータ削除方法や修正方法を整理。	○	○

【問題点】

【解決策】

その他	
<p>今回実証実験における建築工事届の扱いについては、確認審査報告の際に一旦データの送付を受けるが、月1回原本 (紙) も郵送してもらうこととしたため、処理が煩雑であり、手間がかかった。</p>	運用ルール (收受方法や処理方法) を検討。
<p>引受の段階で入力データと添付データ (PDF) に齟齬がある場合、照合を行うべきか、どの段階で修正を行うべきか整理が必要。</p> <p>間違ったデータがシステム上残ってしまうことは望ましくない。</p>	<p>運用ルール検討。</p> <p>(引受の段階で入力データを送付してもらうことの必要性についても検討が必要。)</p>
<p>指定確認検査機関によって、データと紙による処理が混合することになるので、收受漏れや処理ミス等がない様な体制づくりが必要となる。</p>	運用ルールに係るマニュアル等の整備を充実し、土木事務所担当者に対して処理方法等の周知徹底を行う。